

# 政務活動報告書

議員名 佐藤誠洋

実施した政務活動の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 視察・調査 <input type="checkbox"/> 陳情・要望		
実 施 日	令和6年3月26日(火)午前・午後 時～ 令和6年3月28日(木)午前・午後 時～		
場 所	田辺市 市役所		
主 催 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 会派 <input type="checkbox"/> その他( )		
同 行 者 名	塩田勉、播磨博一、寿松木孝、青山豊		
行 程 及 び 経 費	行 程(交通機関、算定根拠、人数按分など)	経 費 (単位:円)	
	別紙の通り		
		経費合計 103085-	
実 施 概 要 と 所 感	別紙の通り		

※同じ項目がある場合は他の様式でも可とします。

※政党が主催する活動や研修セミナー、陳情は政務活動対象外となります。

※実施した内容がわかる資料、領収書、要望書等を添付してください。

※自家用車使用のガソリン換算方法を統一するため、同一箇所の往復の場合は、片道距離から換算した額×2(往復)でご記入ください。 距離につきましては、実測いただか距離検索サイトでお調べください。

## 田辺市空家等対策計画 空家売却あっ旋制度について

田辺市は、人口 69,000 人、横手市とほぼ同等規模。30 代～40 代の移住者が増加している 2 つの世界遺産があるまち。

全国初となる「空き家売却あっ旋制度」を作り、行政が積極的に空き家対策を行っている市で、全国から視察が相次いでいる。

※配布された資料に、田辺市の思いが集約されていた。行政は民事には介入したがらないが、「市民目線でお互いがこうであればいいんじゃない、と寄り添う姿勢」がこの事業の根幹であり、スーパー職員の存在があった。

説明を分かり易くするために、市民役と行政役のロールプレイングを行うなど工夫されていて、現場をほんとによく理解されていることが伝わった。

法律の趣旨をよく理解されて、「出来ない理由からどうすれば出来るのか」と困っている市民へ寄り添う姿勢に感銘を受けた。

「行政という安心・安全・信頼を背景に、土地建物のあつ旋を行う」(民間の利益を損なう取引は行わない、対象者などの一定のルールを設けている。) ことによって三方良し(売り手・買い手・行政)という実績を積み重ねていた。

※旧田辺市街地は、海と山に囲まれて、平地が少なく、一戸当たりの敷地面積が狭い。また、雪が降らないことから、車が通れるような幅の道が隣接していないなど、横手市とは事情が異なるが、「行政が民事に積極的に介入して寄り添う姿勢」は、全ての行政サービスに通ずる姿勢だった。説明中、「横軸連携もしっかりと行っていること」も分かった。

「出来ないことを述べるのではなく、どうすれば可能か。」  
田辺市はこのことを実践している素晴らしい市であると感じた。

※横手市では、空き家対策担当が、福祉部の環境衛生課となっているが、片手間でやれることではないため、専門の建設部「都市計画課」「住宅建築課」にするべきとこれまで何度も進言してきたが、この度の視察ではそれが正しいと確信した。

横手市は空き家対策に限らず、組織機構を見直しし、合わせて事務分掌を現場に即したようにするべきです。先ずはそこから始めないとならない。

**正解特選法**

平成二十一年度新規則二十九号  
空家等対策の推進に関する特別措置法  
【目的】  
第一条  
この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防火、衛生、景観等の地  
域住民の生活保護に悪影響を及ぼすことを防ぐ、地域住民  
の生命、身体又は財産を保護するとともに、その  
生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため  
、空家等に対する施策に削減、削減による基本指針の策定、市町村に特別権を付  
与し、第十九条第二項を踏き、以下同様)による空家等対策計画を作成その他の  
空家等に関する施策を推進するため必要な事項を定めることにより、空家等  
に関する制度を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の  
増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

お問い合わせ  
環境にお越しの皆さまに伝えたい直訴メッセージ

最も重要なことは行政姿勢です  
もう一度繰り返します!

「突き放す」のではなく  
**「寄り添う」こと**  
(対立型ではなくサポート型)

# 視察用 Q&A編

## Q.職員体制は?

A.12名の体制で2年交代

H27.5 実家持接法施行

H28.1 建築課に実家持属職員として建築技術監修が担当  
H28.4 施工監査委員会対応計画担当

H29.7 不良工事等取締部担当者

H29.9 誰もが抱く「最初のプロモーション」

H30.3 道交規約の「先進的な取組事例」として見習われる

H30.4 空室抑制課員 1名増員となり名体制となる

R.3.4 空室抑制課員 1名増員加入再び1名体制に戻る

R.4.4 空室抑制課員 1名頭ばかり再び2名体制に戻る

貢献な実家(実家持接法)

建設課、検査課、課長計画係  
担当職員2名

昇任 指当

空室抑制課員 たとべ育成室  
担当実家持接法 担当職員2名